

幼保連携型認定こども園 たかさきこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人あしかび
所在地	大阪市住之江区平林南2-6-54
電話番号	06-6685-5858
代表者氏名	理事長 宮上 吉史

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の種類	・認定こども園たかさきこども園【本園】 ・認定こども園たかさきこども園分園「えーむ」
施設の所在地	【本園】・大阪市住之江区平林南2-6-54 【分園】・大阪市住之江区新北島1-2-1 オーストリム
連絡先	【本園】TEL 06-6685-5858 FAX 06-6685-3940 【分園】TEL 06-6686-8899
管理者	園長 宮上 吉史
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	(1号認定こども) 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 【本園】15人 (2号認定こども) 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 【本園】50人 (3号認定こども) 満3歳未満で保育を必要とする児童 【本園】30人 【分園】20人
開設年月日	平成27年4月1日
事業所番号	2710051001149
ホームページアドレス	https://www.ashikabi.ed.jp/

3 施設の目的・運営

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。  
(1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。  
(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。  
(3) 温かい家庭的雰囲気の中で、祖先をはじめ、全ての恩に感謝の念を持った、心豊かな子どもに成長するよう教育及び保育を実施します。基本的な生活習慣を身に付け、それぞれの子ども達の成長にあった音楽、絵画造形、遊戯等の活動や、バランスの取れた給食を通して、子ども達の健全な心身の成長・発達を指導・援助します。

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 特別講習  
以下の特別講習により、子ども達自らの表現活動への意欲を喚起し、供応動作の繰り返しから子ども達の脳の発達を促していくことを目的としています。  
①リズム体操  
エアロビクスのインストラクターによる特別講習です。身体をリズムカルに動かす楽しさを覚え、リズム感を養います。  
②音のたまてばこ  
専門講師による(株)学研が開発した「音のたまてばこ」を体験的に受講する特別講習です。耳で聴いて、目で見て、身体で表現します。  
③絵の教室  
子ども達が様々な素材や道具、画法から、作品を描き作る楽しさを覚え、創造力を養います。

(3) 送迎  
保護者による送迎とします。

(4) 時間外保育  
教育標準時間や保育短時間を超えて、時間外保育を必要とする場合、時間外保育を利用することができます。詳しくは8 教育・保育を提供する時間の項目をご参照ください。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和5年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1	0	
副園長	園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、園長に事故あるときはその職務を代理し、園長が欠けた場合はその職務を行う。	1	1	0	
主幹保育教諭	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。	3	3	0	
指導保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	(1)	(1)	0	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	20	13	7	
栄養士	園児の栄養の指導及び監理をし、給食及びおやつを調理する。	1	1	0	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3	0	3	
用務員	当園の環境の整備その他の用務に従事する。	0	0	0	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

4-1 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	980.04㎡
園舎	構造 鉄骨造 延べ床面積 988.28㎡
園庭	地上園庭 285.25㎡ 屋上園庭 119.46㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ゆり組
ほふく室	1室	こぐま組
保育室	4室	そら組(満2歳児クラス)、もも組(満3歳児クラス)、さくら組(満4歳児クラス)、うめ組(満5歳児クラス)
遊戯室	1室	別棟
調理室	1室	
職員室(医務室)	1室	
事務室	1室	

4-2 分園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	99.69㎡
園舎	構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ床面積 99.69㎡
園庭	代替公園 7,400.00㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組
ほふく室		
保育室		
調乳コーナー		
更衣室・医務室	1室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。  
(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

(各職種の勤務体系)

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00~17:30)
副園長	正規の勤務時間帯(7:30~19:00)
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)、(9:30~18:30)
指導保育教諭	正規の勤務時間帯(7:30~19:00)
保育教諭	正規の勤務時間帯(7:30~19:00)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(7:30~16:30)
用務員	

※ローテーションにより、保育教諭をはじめとする職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童	土曜日(※注)、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)、春、夏、冬期の長期休業日、停電を伴う点検日、行事の振替休日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)、お盆(8月13日から15日)、年度末(3月31日)、停電を伴う点検日、行事の振替休日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注)土曜日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することもできますので御相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間(概ね4時間程度)	9時~13時(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間(最大11時間)	7時30分~18時30分(※注2)
3号認定子ども	保育短時間(最大8時間)	9時~17時(※注3)

(※注1)9時より前若しくは13時を越えて保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできますので相談ください(別途利用者負担が必要となります)。  
(※注2)7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3)9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分～9時まで又は17時～18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

業務委託

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。ただし、道路規制時、運動会の予備日、その他調理設備機器の故障により給食の実施ができない場合は、お弁当のご用意を依頼することもあります。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児	-	12時頃	15時頃	
4歳児	-	12時頃	15時頃	
5歳児	-	12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応します。

大阪市の食物アレルギー対応マニュアルにしたがって、給食の実施を行いますが、アナフィラキシーショックがある場合は、給食の提供ができません。ご家庭からのお弁当の用意が必要となります。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば事前にご連絡ください。アレルギーによって対応できない場合もあります。

(4) ハラル食の対応状況

- 使用する食器・調理器具は基本的に他の園児と共有のものを、十分に洗浄して使用します。
- 加工食品の注意喚起表示(コンタミネーション)の除去対応は承れません。
- 調味料、揚げ油の共有、だし等について対応が必要になる等、詳細を「食物アレルギー以外の特別対応食申込書」の提出が必要です。
- 給食提供が困難な場合は、ご家庭からのお弁当の用意が必要となります。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

(7)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

当園が入園申込みの先着順により入園決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- 園児が小学校に就学したとき
- 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医

当園は、以下の医療機関と学校医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	宮武医院
医師名	宮武 利行
所在地	大阪市住之江区新北島1-9-23
電話番号	06-6683-5050

(2) 歯科

医療機関の名称	西田子ども歯科
医師名	西田 宣弘
所在地	大阪市住之江区南加賀屋2-8-25-201
電話番号	06-6681-5557

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知器 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・緊急地震速報報知器 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等にかかる窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 高野 由美、宮上登美子、平野 喬子、中村由美子 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6685-5858 ・FAX 06-6685-3940 ・担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 道 電話番号 06-6761-1171 役職 (一社)大阪市私立保育連盟 会長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対するの保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化する事故)・

保険金額

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	①所有・監視する施設もしくは業務の遂行が原因で、他人に怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償 ②製造・供給した商品もしくは引き渡した作業が原因で、他人に怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償
保険金額	5億円

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	子ども園にて活動中にて、園児が急激かつ偶然な外来の事故によりお怪我をされた場合の補償
保険金額	死亡・後遺障害：1,500千円 入院保険金日額：2,250円 通院保険金日額：1,500円

※詳しくは、別途配布する「保険の概要」をご確認ください。

20 園児の利用状況(毎年度5月1日)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定子ども	3歳児	6	3	8
	4歳児	7	6	5
	5歳児	5	7	4
2・3号認定子ども	0歳児	3	4	6
	1歳児	15	16	16
	2歳児	19	23	19
	3歳児	21	18	14
	4歳児	9	17	18
	5歳児	19	9	15

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	あり	あり
自己評価の実施状況	なし	なし

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5号の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨の公表、公示された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は全て禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
細則「ご利用にあたって」	重要事項説明書に記載されていない細則については「ご利用にあたって」にしたがって、教育・保育の提供をおこなってまいります。かならずお読みください。

賠償責任保険の概要

- 保険の種類：賠償責任保険
- 保険会社：損害保険ジャパン株式会社
- 契約者：社会福祉法人あしかび
- 保険期間：2024年5月1日～2025年5月1日
- 保険の内容：
  - ◇施設・業務遂行リスク◇
    - ①所有、使用または管理する施設②業務遂行が原因で、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したりしたことなどにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。
  - ◇製造物・完成(引渡)作業リスク◇
    - ①製造、販売または供給した製品・商品など②引き渡した作業が原因で他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- 保険金額
  - ◇施設・業務遂行リスク◇  
5億円
  - ◇製造物・完成(引渡)作業リスク◇  
5億円
- 事故の例
  - ◇施設・業務遂行リスク◇
    - ・園児が遊具で遊んでいたところ、遊具が腐食しておりパイプが折れてしまい園児が転倒し怪我をしました。
    - ・保育士等が給食を運んでいたところ誤って転倒し、給食が園児にかかり火傷を負ってしまいました。
  - ◇製造物・完成(引渡)作業リスク◇
    - ・提供した給食が腐っていた為、園児が食中毒になってしまった。

普通傷害保険の概要

- 保険の種類：普通傷害保険
- 保険会社：損害保険ジャパン株式会社
- 契約者：社会福祉法人あしかび
- 加入対象者：認定子ども園 たかさき子ども園、たかさき保育園のお子様
- 保険期間：2024年5月1日～2025年5月1日
- 保険の内容
  - 園児が子ども園、保育園にて活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により怪我をされた場合等に保険金をお支払いします。
- 保険金額
  - 死亡・後遺障害：1,500千円
  - 入院保険金日額：2,250円
  - 通院保険金日額：1,500円
- 事故の例
  - ・グラウンドでかけっこをしている際に、誤って転倒し、腕を骨折し入院した。
  - ・舎内にて転倒し、机の角に額をぶつけ通院した。